京都信用金庫

2023年台風7号による復旧支援融資の取扱開始について

このたびの台風による被害を受けられた方に、心からお見舞い申し上げます。

京都信用金庫(本店:京都市下京区 理事長:榊田隆之)は8月17日(木)より、被害を受けられた方に復旧費用の支援として、「災害復旧支援融資」の取扱を開始いたしました。

ご融資の概要は下記のとおりです。

1. 災害復旧支援融資(個人のお客様)

1. 災苦復旧文援南	受 (値人のお客様)
	・当金庫の営業地域内で「2023年台風7号」により被害を受けられた個人の方(親
対象先	族が被災された場合は、被災地以外の当金庫の営業地域内に居住されている方もご
	利用いただけます)
	・申込時年齢が満18歳以上、最終ご返済時の年齢が満80歳未満の方
	・勤続年数が1年以上(個人事業主の場合は営業年数3年以上)の方
	・前年度の税込年収が250万円以上の方
	・当金庫の定める融資基準を満たしておられる方
	・融資金額の80%以上をお支払先(購入先、請負業者等)へ振込み可能な方
	または、領収書原本の提示が可能な方
	※この商品は事業資金にはご利用いただけません
資金使途	台風による被害に関わる復旧費用
	(住宅の修復費用、自動車の修理・買換費用、家具および家電等の修理・買換費用等)
	※領収書原本を確認できる場合は、支払後2ヵ月以内の上記支払済資金について
	もご融資対象とします。
融資金額	10万円以上500万円以内(1万円単位)
融資期間	1年以上10年以内
融資利率	変動金利 年0.50%(2023年8月17日現在)
	法定相続人1名の連帯保証人が必要です。
保証人	ただし、被災地以外の方がお申込の場合は、法定相続人に代えて被災された親族1名
	の連帯保証人が必要です。
担保	不要
受付期間	2023年8月17日(木)~2023年12月29日(金)
L	-



2. 災害復旧支援融資(法人および個人事業主のお客様)

対象先	当金庫の営業地域内で「2023年台風7号」により被害を受けられた事業者(法人・個人)で事業の回復が見込まれる事業者の方。
資金使途	台風による被害に関わる復旧費用 設備資金…2023年台風7号の被害に関わる復旧費用。 運転資金…2023年台風7号の直接的または間接的な影響によって必要な費用。
融資金額	1千万円以内
融資科目	証書貸付または手形貸付
融資期間	証書貸付…10年以内(被害状況によって6ヵ月以内の元金据置が可能) 手形貸付…1年以内
融資利率	当金庫所定の利率 (当金庫短期プライムレートを基準とします)
返済方法	証書貸付…元金均等返済 手形貸付…期日一時返済
保証人	「経営者保証に関するガイドライン」に基づく対応
担保	不要
受付期間	2023年8月17日(木)~2023年12月29日(金)

以上

